

## 佐倉市入札約款

### (総則)

第1条 市長等（市長又は上下水道事業管理者をいう。以下同じ。）の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（財産の売払い及び物品の貸付けを除く。）に係る競争入札における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）その他の法令に定めるもののほか、この約款の定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 入札書の提出を電子的な方法により行う入札をいう。
- (2) 郵便入札 入札書の提出を配達記録が残る書留郵便等により行う入札をいう。
- (3) 電子入札システム 千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」をいう。
- (4) 入札情報サービス 「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」をいう。
- (5) 紙入札 機器の不良又は電子証明書の切替手続き等の理由により電子入札に参加できない事業者が、市長等の許可を得て、紙の申請書類又は入札書により入札に参加することをいう。

### (入札)

第3条 入札は、原則として電子入札により行う。ただし、電子入札で行うことが困難な場合にあつては、郵便入札により行うことができる。

### (資格要件等)

第4条 入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 参加を希望する入札の公告に定める入札参加資格要件を満たす者
- (2) 参加を希望する入札の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者
  - ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出

した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。）その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(3) 事業所確認調査実施要領（平成18年9月1日制定）第8条第2項の規定に該当していない者

2 前項に規定する場合のほか、同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札への参加申請（以下「入札参加申請」という。）をすることはできない。

3 第1項に規定する場合のほか、契事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている者は、単独で入札参加申請をすることができない。

（入札参加申請）

第5条 入札参加申請は、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格審査の申請（以下「資格申請」という。）をした代表者が行うものとする。ただし、資格申請において年間代理人の指定をしている場合は、当該年間代理人が入札参加申請を行うものとする。

2 入札の公告、入札参加申請に係る様式及び設計図書等（事業説明書、仕様書及び図面等をいう。以下同じ。）は入札情報サービスに掲示する。一堂に会しての申請書の作成説明会及び事業説明会は、これを行わない。

3 電子入札による入札参加申請は、電子入札システムにより行う。ただし、市長等の許可を得て紙入札により参加する場合はこの限りではない。

4 郵便入札による入札参加申請は、入札情報サービスに掲示した、参加を希望する入札に係る誓約書及び実績等届出書に必要事項を記載し、使用印（資格申請時に使用印鑑届兼委任状により届け出た印鑑をいう。以下同じ。）を押印したもの及び当該入札の公告で指定した添付書類を、ファクシミリ又は持参により佐倉市の契約担当課へ提出することで行う。

5 前項の場合において、ファクシミリでの入札参加申請書類の提出を確認したときは、契約担当課の職員は、提出された誓約書及び実績等届出書に記載された参加申請書記載責任者に着信確認の電話をする。なお、ファクシミリの送信後、翌日（送信の翌日が、土、日、祝日の場合は翌営業日、申請の期限日に送信した場合は当日中）までに契約担当課から着信確認の電話がない

場合には、参加申請者から契約担当課へ着信確認の電話をするものとする。

6 紙入札による入札参加申請は、前2項に準じて行う。この場合において、入札参加申請と併せて、紙入札方式参加届出書を佐倉市ホームページから取得し、必要事項を記入し、使用印を押印して提出しなければならない。

7 入札参加申請の結果の通知は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 電子入札にあつては、電子入札システムにより通知するものとする。

(2) 郵便入札及び紙入札にあつては、電話で連絡するものとする。ただし、入札参加資格なしと決定された者については、併せて書面にて通知するものとする。

8 前項の通知において、入札参加資格がないと決定された者は、通知を送信又は連絡された日の翌日から起算して3日以内（3日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長等に対して説明を求めることができるものとする。

（設計図書等に関する疑義）

第6条 入札参加申請を希望する者は、設計図書等を熟覧の上、入札参加申請をするものとする。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、参加を希望する入札の公告に定める期間内に関係職員の説明を求めることができる。

（入札の取止め等）

第7条 入札参加者（入札参加申請をし、市長等から入札に参加する資格がある者とされた者をいう。以下同じ。）が連合し、又は不穩の行動をなす等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、市長等は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 電子入札において、電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、市長等は、入札の執行の延期し、又は紙入札への移行等運用の変更し、若しくは入札の執行を取り止めることができる。

3 郵便入札において、入札の公告後、天災等予測できない事情により、郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

（入札金額内訳書等）

第8条 市長等は、入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上或いは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。

2 市長等は、単価又は複数単価により契約する事業に係る入札にあつては、入札参加者から、希望する契約単価を記した入札金額付表の提出を求めるものとする。

- 3 市長等は、前2項により、入札参加者に入札金額内訳書又は入札金額付表（以下「入札金額内訳書等」という。）の提出を求める場合は、あらかじめ公告に明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

（入札書の提出方法）

第9条 電子入札における入札書の提出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 参加する入札の公告に示す入札期間内に、入札金額を電子入札システムに入力し送信することで行う。
- (2) 前号の入札金額と併せ、入札金額内訳書等の電子ファイルを電子入札システムの内訳書添付機能により添付し、送信するものとする。

2 郵便入札における入札書の提出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札書の提出は、配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。持参した入札書は受理しない。

(2) 郵送先は、参加する入札の公告で定める。

(3) 入札書は、郵便入札用の書式（入札書と誓約書が一体となったもの）を使用し、宛名、入札金額、商号又は名称、代表者（資格申請において年間代理人の指定をしている場合は、当該年間代理人）の職氏名、事業名称、事業場所及び開札日を明記し、使用印を押印すること。

(4) 入札書の封筒には、入札書及び入札金額内訳書等を入れ、使用印で封印し、表面に郵送先及び入札書在中の旨を、裏面に事業名称、事業場所並びに開札日時及び入札参加者の所在地又は住所並びに商号又は名称を明記すること。

(5) 入札書は入札参加者1者につき1通とし、また、一つの封筒に二つ以上の入札書を同封してはならない。

(6) 郵便物に関する事項は、郵便に関する法令等によるものとする。

3 電子入札に紙入札で参加する場合の入札書の提出方法は、前項の方法に準じる。ただし、前項第1号後段の規定にかかわらず、入札書の持参を認める。

4 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札保証金）

第10条 入札参加者は、その入札参加者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相応する額を入札保証金として、入札前に市に納付しなければならない。ただし、市長等は、入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとする。この場合において、公告文中に一部免除又は免除と表示する。

2 前項ただし書き以下の規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相応する額の違約金を納付しなければならない。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定めるとおりとし、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 特別の法律による法人の発行する債権 額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額）
- (4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額
- (5) 金融機関がする保証 保証する金額  
（入札保証金の還付等）

第11条 入札保証金は、開札終了後、直ちに入札者に還付する手続きを行うものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（入札辞退）

第12条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 電子入札にあつては、入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムで辞退届を作成し、提出するものとする。なお、電子入札システムによる提出が困難な場合は、次項を準用するものとする。

3 郵便入札にあつては、入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより提出するものとする。

- (1) 辞退届を契約担当課に持参する場合にあつては、開札開始日時までに提出するものとする。
- (2) 辞退届を郵送で提出する場合にあつては、入札書受付締切日までに契約担当課に到達するよう提出するものとする。なお、入札参加者は、契約担当課に辞退届を提出した旨を併せて電話にて連絡するものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けることはない。

（未入札）

第13条 入札参加者が、公告に示された日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

2 未入札となった者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けることはない。

(開札立会人の選定)

第14条 電子入札にあつては、開札立会人を置かないものとする。ただし、紙入札による参加を認めている場合、入札者の中から開札立会人を抽選により選定する。

2 郵便入札にあつては、入札者の中から開札立会人を抽選により選定する。

3 第1項ただし書又は前項により開札立会人を選定したときは、開札の前日までに選定された入札参加者に電話又は電子メールにより通知する。この場合において、通知を受けた入札参加者が、その立合いを辞退する場合は、当該入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てる。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定することを妨げない。

(開札)

第15条 開札は、契約担当課の課長又は契約担当課の課長に命ぜられた者(以下「入札執行者」という。)が行う。

2 開札は、公開で行うことを原則とする。開札を非公開とする場合は、あらかじめ公告に非公開である旨を明記しなければならない。

3 入札金額内訳書等の確認は、開札時に最低価格で入札した入札参加者についてのみ行うものとする。ただし、入札執行者が必要と認める場合はこの限りではない。

4 郵便入札及び紙入札において、封筒の開封前に次条に示す無効となる入札に該当する入札であることが明らかな場合は、入札書の開封をしない。

5 開札立会人を置く入札の場合、開札立会人は、開札後に開札が正しく行われたことの証として、確認書に署名をしなければならない。

(無効となる入札)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加者以外の者のした入札

(2) 代理人(資格申請において年間代理人の指定をしている場合における年間代理人を除く。)のした入札

(3) 明らかに連合であると認められる入札

(4) 入札に際して不正を行った者のした入札

(5) 入札金額内訳書等の提出のない入札(入札に係る公告で提出が定められた場合に限る。)又は入札金額内訳書等に重大かつ明白な不備がある入札

(6) 入札の金額と入札金額内訳書等の合計金額が大幅に異なる入札

(7) 最低制限価格の設定がある事業にあつては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札

(8) 低入札調査基準価格の設定があり、かつ、失格基準価格の設定がある事業にあつては、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札

(9) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を超える入札。ただし、消費

税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあつては、予定価格を超える入札

- (10) 入札書の金額が0円の入札
  - (11) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
  - (12) その他入札条件に違反した入札
- 2 電子入札にあつては、前項各号のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 必要事項を欠く入札
  - (2) 電子認証書を不正に使用した入札
- 3 紙入札にあつては、第1項各号のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 記名押印を欠く入札
  - (2) 金額を訂正した入札
  - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
  - (4) 第9条第2項第2号に定める場所以外の場所に提出した入札
  - (5) 入札者1者につき複数提出した入札及び一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札
- 4 郵便入札にあつては、第1項各号のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 記名押印を欠く入札
  - (2) 金額を訂正した入札
  - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
  - (4) 第9条第2項第1号に定める方法以外の方法でした入札
  - (5) 第9条第2項第2号に定める場所以外の場所に郵送した入札
  - (6) 入札者1者につき複数郵送した入札及び一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札
- (落札者の決定)

第17条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格の設定がある入札で、低入札調査基準価格を下回る入札があつたときは、最低の価格をもって入札した者等を調査の上、落札者を決定する。この場合において、最低の価格をもって入札した者が落札者とならない場合がある。また、最低制限価格の設定がある入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式による入札の場合は、最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格の設定がある入札で、最高の評価値をもって入札した者の入札金額が低入札調査基準価格を下回ったときは、調査の上、落札者を決定する。この場合において、最高

の評価値をもって入札した者が落札者とならない場合がある。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第18条 前条第1項の場合において落札となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、次の各号のとおり落札者を決定する。

(1) 電子入札にあっては、速やかに電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定する。

(2) 郵便入札にあっては、開札後、入札執行者が指定する日時場所において、落札となるべき価格で入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札となるべき価格で入札をした者でくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 前条第2項の場合において落札となるべき評価値で入札をした者が2人以上あるときは、次の各号のとおり落札者を決定する。

(1) 落札となるべき評価点の入札をした者のうち、技術評価点(価格以外の条件に係る評価値をいう。)で減点のないものを落札者とする。

(2) 前号の規定に該当する者が2人以上ある場合又は1人もいない場合は、入札金額の最も低いものを落札者とする。

(3) 前号の規定に該当する者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。くじの方法は、前項の例による。

(入札の不調)

第19条 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札を不調とするものとする。

(契約の締結)

第20条 落札者は、落札決定後速やかに契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。)を締結しなければならない。

2 落札者が速やかに契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退又は契約を締結しないときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約の締結に際し、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第10条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 落札者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保



証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。この場合において、契約書における契約保証金の欄には、免除と表示する。

(契約保証金の種類)

第22条 前条に規定する契約保証金に係る種類は、事業の種類及び設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)に応じ次の各号のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負契約においては、設計金額が1,000万円以上、その他の契約においては、設計金額が500万円以上とし、その付保割合等は前条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設工事又は製造の請負契約において設計金額が1億5,000万円以上のときは、落札者から委託を受けた保険会社又は銀行と工事履行保証契約によるものとし、付保割合は、契約金額の100分の30以上とするとともに2年間の契約不適合に係る担保特約付きとする。
- (2) 前号に規定する場合のうち、金融機関の保証、契約保証、履行保証保険又は公共工事履行保証証券のときは、債権者(名宛人)或いは被保険者の表示を佐倉市長(上下水道事業管理者の発注による場合は佐倉市上下水道事業管理者)とする。
- (3) 低入札価格調査の対象となる事業において、低入札調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者については、第1号の規定によらず、付保割合について100分の10を100分の30に、100分の30を100分の40とする。

(契約保証金の還付)

第23条 第21条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第24条 入札をした者は、入札後、この約款又は設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 入札参加者は、第7条の規定その他佐倉市の都合による入札の取止め等に関し、異議を申し立てることはできない。

(郵便入札に係る通知等の処理)

第25条 郵便入札にあつては、複数の入札に参加する者がある場合は、この約款に規定する通知又は質問若しくは回答(以下「通知等」という。)について、同時に複数の通知等ができるものとする。

(補則)

第26条 電子入札にあつては、この約款に定めるもののほか、電子入札システ

ムの取り扱いについては、佐倉市電子入札システム運用基準（平成18年4月1日制定）によるものとする。この約款及び佐倉市電子入札システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

- 2 郵便入札にあっては、この約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則（令和5年3月27日決裁 佐契第1145号）

（施行期日）

- 1 この約款は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧約款の廃止）
- 2 この約款の施行に伴い、佐倉市電子入札約款（平成17年10月20日施行）及び佐倉市郵便入札約款（平成18年7月1日施行）は、廃止する。